○松山養護老人ホーム事務組合職員の名前札に関する規則

制 定 平成 12 年 8 月 1 日規則第 3 号 改 正 平成 18 年 3 月 28 日規則第 3 号 平成 29 年 6 月 14 日規則第 1 号 令和 7 年 3 月 31 日規則第 4 号

(目的)

第1条 この規則は、職員に対し名字及び所属名称等を明示するために交付する名前札(以下「名札」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。 (名札の交付)

第2条 職員に対し名札(様式第1号)を交付する。

(名札の着用)

第3条 職員は、職務に従事するときは、常に名札を着用しなければならない。 ただし、公務旅行中その他所属長が名札の着用の必要がないと認めた場合は、こ の限りでない。

(名札の再交付)

- 第4条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに再交付申請書(様式第2号)に名札を添え(第1号に該当する場合を除く。)申し出ることにより、 名札の再交付を受けなければならない。
 - (1) 名札を紛失したとき。
 - (2) 記載事項に変更があったとき。
 - (3) 名札を著しく汚損し、又は毀損したとき。
- 2 前項の届出があった場合は、当該届出をした職員に対し、名札を再交付する。 (禁止行為)
- 第5条 職員は、名札に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。

ちょう

(2) 記載事項を改ざんしたり、又は写真等を貼付すること。

(返環)

第6条 退職その他の理由により職員の身分を有しなくなった者は、速やかに名札 を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 第3条本文の規定にかかわらず、組合長が適当と認める間、職員は、組合長が別に定める様式の札を名札に替えて着用することができる。

付 則(平成18年3月28日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

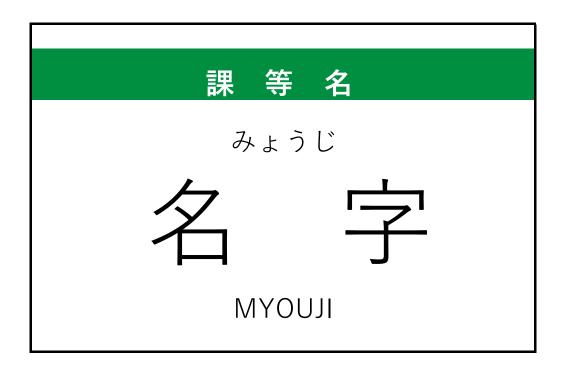
付 則(平成29年6月14日規則第1号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(令和7年3月31日規則第4号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)



名前札は、縦55リメートル横90シリメートル程度とし、事務局の定めるケースに入れる ものとする。

年 月 日

再交付申請書

(宛先) 松山養護老人ホーム事務組合長

下記の理由により, 再交付していただきたく申請いたします。

所 属				職	名	
職員番号			氏	名		
再交付理	!由	1 2 3		名前札の	の記載	したため 事項に変更が生じたため (毀損)したため
原因発生	日			年	月	日